

令和8年3月定例会一般質問

通告2

質問 水道水源確保に必要な山岳林の自然環境を維持するために

12番 たかはし 高橋 よしただ 善貞 議員

【質問：高橋 善貞 議員】

12番、高橋善貞です。水道水源確保に必要な山岳林の自然環境を維持するためにを主題に将来的な水道水源の在り方などを質問させていただきます。

水道水を直接飲める国は、世界で日本を含めて10か国のみということです。しかも、アジアの中では日本だけが水道水を直接飲むことができる国だそうです。

最近、九州や四国の一部でダムが渇水して給水制限が行われております。特に筑後川水系の利水ダムは貯水率が50%を下回るダムもあって、今後の降雨に期待するしかなく、非常に厳しい状況が続いております。現在は関西関東地区のダムも渇水状態が続いていて、今後の天候に期待するしかありません。

本町の水道水源は、市街地である中標津上水道を俣落川、農業地帯を中標津簡易水道として標津川水系の4河川を水源としており、河川から取水する水源は全て国有林内にあり、対外的な水源への影響は最小限に止めております。これらの水道水源は全て武佐岳から標津岳に至る山岳林に守られていると考えていいと思います。

令和6年度に策定した令和7年度から令和16年度までの10か年を計画期間とする中標津町水道ビジョンや中標津町水道事業経営戦略については、この水道水源の水源から各家庭に給水するまでの中長期的な基本方針・経営方針は示されておりますが、この基本となる水道水源確保、つまり水源から上流の山岳林について将来的な方針は示されておられません。

地方議会として林野庁に対する質問はできませんが、この水道水源確保に対し、中標津町はどのような認識を持っているのか、3点ほど質問をさせていただきます。



質問 将来的な水道水源確保のため山岳林を国立公園化すべき

答弁 最も実効性の高い水源確保策を探ってまいります

【質問：高橋 善貞 議員】

1点目です。将来的な水道水源確保のため山岳林を国立公園化すべきではないかということですが、

中標津町の水道水源は武佐岳から標津岳に至る山岳林に守られておりますが、この国有林を将来的に守っていくため、阿寒摩周国立公園または知床国立公園の一部にこの山岳林を編入して、森林開発を規制して持続可能な水資源を確保すべきと思います。

現在の森林法では太陽光発電施設、ゴルフ場、宅地開発などは適切な手続を踏むことにより法的に可能です。また過去に、かんがい排水ダムの建設、スキー場建設、地熱発電調査など国有林内を事業地として検討されたこともあり、森林開発に歯止めをかける意味でも国立公園化は重要な課題と思いますが、町長はこの水道水源を守る究極の方法についてどのように考えますか。

【答弁：町長】

高橋議員御質問の将来的な水道水源確保のため山岳林を国立公園化すべきについて御答弁申し上げます。

本町の市街地の水道水源は俣落川、郊外は簡易水道地区がクテクンベツ川、荒川、そして養老牛はケネカ川の上流の湧水の沢川、それと温泉がですね、ポンモシベツ川の4河川を水源としまして、取水地の上流につきましては全て国有林内に位置しております。

森林法では、土地の売買などを行うことは可能とされておりますが、国有林の場合、関係市町村長の同意が必要とされていることから、根釧東部森林管理署と協議のできる場を設けることが可能ではあります。町としましては、町民の安全・安定的な水道水の供給を目指し、その中でも水道水源は重要な位置づけであることから、安易に同意する考えはございません。

議員の御提案でございます国立公園化は、法的規制の強化という観点から有効な選択肢の一つであるとは認識しております。しかしながら環境省によりますと、国立公園の指定には国や北海道との協議、関係機関との調整に加え、地域住民や産業への影響調査など、多くの課題と手順が必要となりまして、最低10年以上の期間を要することとなります。現状での様々な課題に対し調査研究が必要と考えております。

町としましては、引き続き国有林を管理しております根釧東部森林管理署と連携を密に

し、水道水源の適切な維持管理に努めていくとともに、国や北海道と意見交換を行いながら、最も実効性の高い水源確保策を探ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

【再質問：高橋 善貞 議員】

12番、高橋善貞です。再質問させていただきます。

森林法において国有林内で民間事業を行う場合に、特に売買を行う場合は関係市町村の同意が必要という御答弁をいただきました。中標津町の市町村長として反対する場合には、水道水源に影響がある合理的な根拠が必要だということを、やっぱり考えなければいけません。

つまり水道水源に影響があるみたいだからちょっと止めてほしいということは理由にならないんです。やはりその辺の根拠が必要になります。水道水源が重要だから開発はとめることはできませんということは、やめることはできません。

正規な法手続に対抗するためにも、国立公園は環境省のレベルで規制強化されて、流域の水源を守ることが可能になると思うんですが、再度町長の見解をお願いいたします。

【答弁：町長】

再質問に御答弁申し上げます。

御存じかと思いますが山岳林自体はですね、既にもう水源涵養保安林、土砂崩壊防備保安林というふうに保安林の網がかぶっておりますので、そんなに簡単にですね、開発行為ができると私は思っておりませんし、当然、重要な山岳林でございますので、それなりの目的を持って指定されているわけですから、そちらのことも含めてですね、しっかりと協議をした上で、もしも反対するべきものであれば当然反対をしましてまいりたいというふうに考えております。以上です。

質問 水源地を守るために林業の振興は重要な課題

答弁 関係機関と連携し水道水源の保全に取り組んでまいります

【質問：高橋 善貞 議員】

2点目の水源地を守るために林業の振興は重要な課題ではないかということで質問させていただきます。

森林を水源として守るには、天然林の自然更新、人工林の計画的な伐採、植林、施業が

必要です。また、水道水源は自然災害の影響を受けやすく、治山事業や治水事業により林道整備・砂防ダムなどの整備が必要です。水源を維持管理することは重要な課題で、私たちが毎日当たり前の中標津市街や計根別市街地から見ている武佐岳、標津岳の景観を守ることもつながっていきます。

令和4年度から令和13年度を計画期間としている中標津町森林整備計画は、令和8年度に中間年を迎えますが、水道水源を守るために必要な施策を盛り込むべきと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

【答弁：町長】

御質問の2点目、水源地を守るために林業の振興は重要な課題について御答弁申し上げます。

本町の水道水源を守る上で、武佐岳・標津岳をはじめとする上流域の森林を健全に保ち、適切に手入れしていくことは極めて重要であると認識をしております。中標津町森林整備計画におきましては、水資源保全上重要で伐採方法などに制限を設ける必要があると認められる森林について、それぞれの森林の自然的・社会的条件や地域の要請を踏まえ、林小班単位で水資源保存ゾーンを設定しており、施業方法につきましても、水資源涵養林における森林施業を基本とする旨を位置づけております。

しかしながら、本町の水源地は全て国有林内に位置しておりまして、中標津町森林整備計画の区域外となっていることから、国有林に対しての直接的な制限を記載することは難しいと考えておりますが、国有林の適切な管理・保全が図られるよう、所管する根釧東部森林管理署へ相談や必要な要請を行ってまいります。

引き続き、関係機関と連携をしながら、水道水源の保全に取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

質問 令和4年「森林の整備と保全にかかる協定」の再協定が必要
答弁 再協定に向けた検討を進めるべきと考えております

【質問：高橋 善貞 議員】

3点目の質問です。令和4年森林の整備と保全に係る協定の再協定ということで質問させていただきます。

平成24年4月に北海道水資源の保全に関する条例が制定されて10年以上経過しておりますが、この条例は民間事業者が行う水源周辺の土地利用や大規模な土地取引から守るこ

とを目的に策定されましたので、国有林は対象外となっております。中標津町には水資源保全地域が存在しない市町村とされております。

また、この条例と同時に平成24年に締結し令和4年に更新した森林の整備と保全にかかる協定が、根釧東部森林管理署、別海町、中標津町、標津町の4者で締結されておりますが、この協定期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日の5年間の協定期間であり、来年度終了いたします。

同条例を補完するためにも、令和8年度中に水道水源の重要性と林業の振興の両面から役割分担などを協議し、再度更新すべきと考えますが、町長の見解をお聞かせください。

【答弁：町長】

御質問の3点目であります、令和4年森林の整備と保全にかかる協定の再協定が必要について御答弁申し上げます。

平成24年4月に制定されました北海道水資源の保全に関する条例は、水源周辺の適正な土地利用を図る上で重要な役割を果たしてきたものと認識しております。

そのような中、根釧東部森林管理署、別海町、中標津町、標津町の4者により締結しております森林の整備と保全にかかる協定は、水源涵養機能の維持や適切な森林整備を進める上で重要な枠組みであり、条例を実質的に補完する役割を担っているものと考えております。

本協定は、令和9年3月31日をもって期間満了となりますが、水道資源の重要性や林業振興の観点からも、継続的な連携体制の確保は不可欠であります。そのため関係機関と協議を開始し、これまでの成果や課題を検証した上で、役割分担の明確化や必要な見直しを行い、再協定に向けた検討を進めるべきと考えております。

今後とも森林の整備・管理につきましては、国有林・私有林・公有林の連携を図りながら、水資源の大切さはもとより、森林の持つそれぞれの公益的機能、経済機能の充実に努めてまいります。以上です。

【再質問：高橋 善貞 議員】

再質問させていただきます。

この森林の整備と保全にかかる協定が水道の水源だけではなくて、酪農、畑作、商工業、そして漁業に至るまで密接な関係にあることを再認識していただきたいと思います。国有林である山岳林を守っていくべきと私は考えます。

先ほどの国立公園化の質問の内容も含めて、こういう協定、そして周りの町村との連携

については中標津町が中心となって協定を強力に進めていくべきだと私は思うんです。
その辺の町長のお考えはどうでしょうか。

【答弁：町長】

再質問にお答え申し上げます。

山岳林、国有林の持つ水資源の重要性につきましては、議員がもう十分御承知のとおりでございます。おっしゃるとおり、中標津町、それから標津町にまたがる部分でございます。それが当然酪農を中心とする畑作、そしてその水が漁業に対しても非常に重要な影響を与えているのは、これはもう当然のことでございますので、しっかりとした認識を持ちながら、森林保全に取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。